

平成27年4月から 公営企業会計に移行しました。

本市の公共下水道事業は、開始から50年以上が経過し、下水道管等の下水道施設の建設整備の段階を経て維持管理の時代を迎えることとなります。

このような状況の中、これまでに建設した下水道施設を市民の資産として適正に維持管理するために、平成27年4月1日から地方公営企業法の財務規定を適用し、「公営企業会計」へ移行しました。

「官公庁会計」から「公営企業会計」へ移行することにより、経営成績や財政状態をより明確にし、経営のさらなる効率化を図ることで健全かつ持続可能な下水道経営を目指します。



地方公営企業法適用の効果

地方公営企業法を一部適用し、「公営企業会計」へ
移行することで、次のような効果があげられます。

●発生主義の採用により、現金の収支の有無にかかわらず、経済活動の発生という事実に基づきその時点で収益、費用の会計処理が行われます。これによりその期間の適切な損益がわかるようになります。

●固定資産評価を行い、毎年度減価償却を計上することにより、原価計算や損益計算が適正に行われます。

●損益取引と資本取引に区分して経理されるため、経営状況を明確に把握することができるようになり、その分析などを通じて、資産管理をはじめとする将来の経営計画が立てやすくなります。

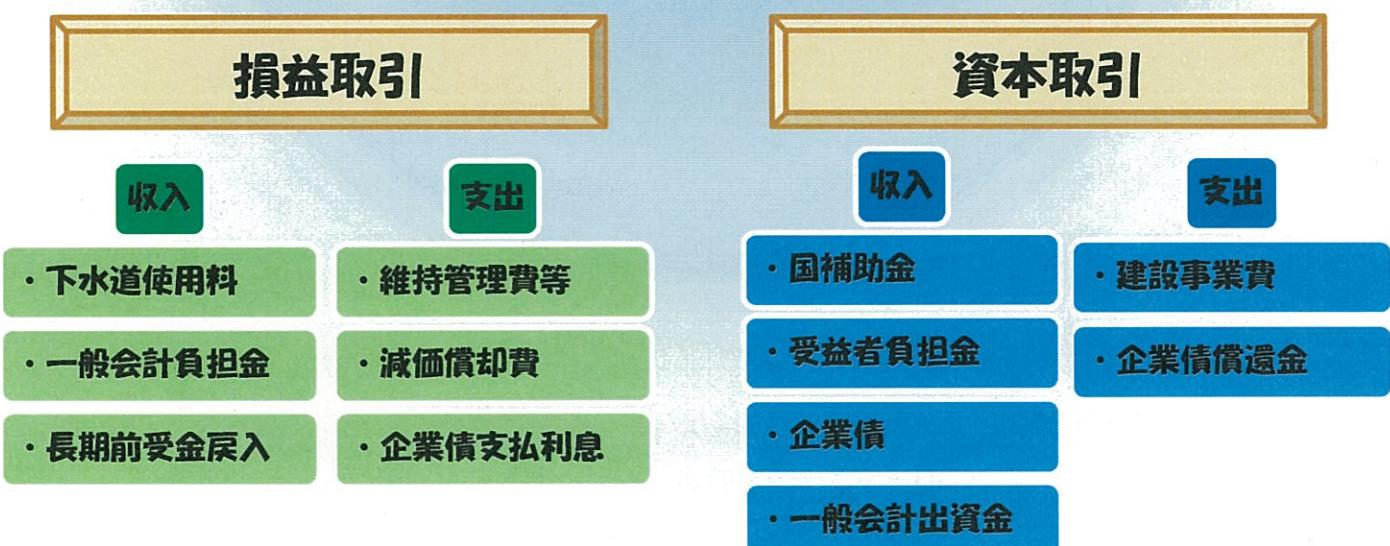
●貸借対照表や損益計算書などの財務諸表を作成することにより、経営の透明性が向上します。また、経営状況が明確化することにより説明責任が向上するとともに、他市との比較が容易になります。

●事業の財政状態や経営成績が明らかとなる為、経営に対する意識改革のきっかけとなり、職員のコスト意識の向上をこれまで以上に図ることができます。

●官公庁会計では、
年度内の現金収支がわかります。



●公営企業会計では、
損益取引と資本取引とがわかります。



※当年度の損益がわかります。

※施設の建設等にかかった
収入と支出がわかります。

貸借対照表



資産

●固定資産

- ・下水道管やマンホールの構築物、汚水や雨水を処理する施設を利用する権利等

●流動資産

- ・現金預金、未収金等

負債

●固定負債

- ・企業債(1年以内に支払わないもの)、引当金等

●流動負債

- ・企業債(1年以内に支払うもの)、未払金等

●繰延収益

- ・長期前受金

資本

●資本金

- ・固有資本金等

●剰余金

- ・資本剰余金、利益剰余金等

※ 資産形成と財源がわかります。